

後期高齢者医療制度の方 全員に資格確認書を送付します

国保課国保年金班 ☎84-1214

後期高齢者医療は75歳(一定の障害がある方は65歳)以上のすべての方が加入する医療制度です。

8月1日から使用する新しいカード型の資格確認書を、7月末日までに簡易書留で郵送します。資格確認書が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。

医療機関の窓口で支払う自己負担金の割合

医療費の自己負担(一部負担金)の割合は、1割、2割および3割です。

自己負担割合は、8月1日から翌年7月31日までを1年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方(※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方)は、病院等での窓口負担の上限が低く抑えられ、入院時の食事代が減額されます。

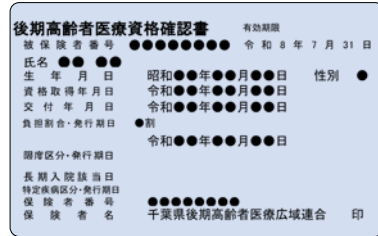
現在、認定証が交付されている方は「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」は新規交付されなくなりました。資格確認書に自己負担限度額の限度区分が記載してあります。

なお、申請月により資格確認書に記入されていない場合がありますので、記入されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

所得区分表

自己負担割合		所得区分	
3割	現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	住民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同じ世帯にいる被保険者
		Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)	
		Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)	
2割	一般	Ⅱ(課税所得28万円以上)	住民税課税所得が28万円以上 ※住民税が課税されている世帯
		Ⅰ(課税所得28万円未満)	住民税課税所得が28万円未満 ※住民税が課税されている世帯
1割	市町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税となる被保険者(低所得者Ⅰ以外の方)
		低所得者Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる被保険者 ・世帯全員が住民税非課税であり、かつ被保険者本人が老齢福祉年金を受給していること



▲藍色

3割負担の方のうち、一定の基準を満たす方についても、申請により限度額適用証が発行できます。

認定証は、申請月の初日から有効です。

手続きに必要なもの

本人確認ができる証明書

(マイナンバーカード・資格確認書・運転免許証など)

※健康保険証として利用登録が済んでいるマイナンバーカードにより医療機関等の窓口で資格情報(所得区分)の確認ができる場合には、限度額適用認定証等を掲示することなく、医療費の窓口負担をあらかじめ上限に抑えることができます。

国民健康保険 ・ 後期高齢者医療制度 にご加入の方へ

◆マイナ保険証のメリット

- ・過去に処方された薬や特定健診結果が医師や薬剤師と共有され、より良い医療が受けられます。
- ・突然の手術・入院の際に、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除されます。
- ・救急現場で、救急搬送中の適切な応急措置や医療機関の選定、搬送先の医療機関で活用されます。

※マイナ保険証のメリット等について、詳しくは、厚生労働省の国民向けマイナンバーカードの利用案内サイトをご覧ください。

詳しくはこちら→



◆資格確認書・資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の再発行

資格確認書・資格情報通知書(資格情報のお知らせ)を紛失したり、誤って破いてしまったときは、再発行することができます。

手続きに必要なもの 本人確認ができる証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)

◆有効期限を過ぎた被保険者証等は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し、処分してください。

広報よこしばひかり6月号(P4)に「マイナ保険証」について掲載していますので、併せてご確認ください。